

登録政治資金監査人による政治資金監査

国会議員関係政治団体については・・・

〔平成21年分収支報告書から適用されます。
(解散団体については平成21年1月1日から)〕

収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士、税理士）による**政治資金監査を受けることが義務付けられます。**

- 政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の事項について行われます。
 - (1) 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書が保存されていること
 - (2) 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること
 - (3) 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること
 - (4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること
- 収支報告書を提出するときは、政治資金監査の結果作成される**政治資金監査報告書**(様式は総務省令で規定)**を併せて提出**することになっています。
- 収支報告書及び政治資金監査報告書は、**オンライン(電子手続)による提出の努力義務**があります。
(法第19条の15)

<政治資金監査の流れ>

